

食料・農業・農村政策審議会

令和 7 年度第 2 回畜産部会

農林水産省畜産局総務課

第2回 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

日時：令和7年12月22日（月）10：00～13：52

会場：農林水産省本館4階 第2特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 質問及び関連資料説明
4. 質疑応答及び意見聴取
5. 答申
6. 閉会

【配付資料一覧】

- 資料1 議事次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3－1 質問（令和8年度加工原料乳生産者補給金の単価等）
- 資料3－2 令和8年度加工原料乳生産者給金等算定概要
- 資料3－3 令和8年度加工原料乳生産者補給金等算定要領及び説明参考資料
- 資料4－1 質問（令和8年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格）

- 資料4－2 令和8年度肉用子牛の保証基準価格等算定概要
- 資料4－3 令和8年度肉用子牛の保証基準価格等算定要領及び説明参考資料
- 資料5－1 諮問（令和8年度鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格）
- 資料5－2 令和8年度鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格算定概要
- 資料5－3 令和8年度鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格算定要領及び説明参考資料
- 資料6 諮問総括表（令和8年度畜産物価格案）

午前10時00分 開会

○丹野畜産総合推進室長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回食料・農業・農村政策審議会畜産部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当しております畜産局総務課畜産総合推進室長の丹野でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、小針部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小針部会長 部会長の小針でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに長井畜産局長に御挨拶を頂きたいと思います。長井畜産局長、お願ひいたします。

○長井畜産局長 畜産局長の長井でございます。

令和7年度の第2回目の食料・農業・農村政策審議会畜産部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。また、畜産行政の推進に日頃より深く御協力を頂いておりますことをこの場をお借りいたしまして、感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日は令和8年度畜産物価格等といたしまして、加工原料乳の生産者補給金の単価、集送乳調整金の単価及び総交付対象数量、それから肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格、それから鶏卵生産者経営安定対策事業における補填基準価格及び安定基準価格について農林水産大臣から諮詢させていただき、御審議を頂きまして答申を頂ければと思っているところでございます。

生産コストの上昇でありますとか、需給の動向など、厳しい経営環境の中で日々畜産物の安定供給に御尽力いただきて、意欲ある生産者の方々が前向きに取り組んでいただけますよう、委員の皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○小針部会長 ありがとうございました。

報道の方はここで終了といったしますので、御退室ください。

(報道退室)

○小針部会長 それでは、議事を進めます。

まず、本日の配付資料の確認、御出席の委員の紹介、委員の出欠状況の報告などについて、事務局からお願ひいたします。

○丹野畜産総合推進室長 まず、本日配付しております資料について確認させていただきます。

会議資料は、会場の委員の方はお手元のタブレット端末に資料一覧、資料1から6、それぞれの枝番号も合わせると、計13個のシートが表示されているかと思います。資料3から資料5は、それぞれ枝番が3まであります。タブでこれらが全て開かれておりすることを御確認ください。タブレットの使用で御不明点がある場合には、お近くに控えている職員に遠慮なくお問合せください。

次に、本日15名の委員の皆様に御出席いただくこととなっておりますが、そのうち秋元委員、関委員、石田委員におかれましてはリモートにて御参加いただくこととなっております。また、佐藤委員、丸橋委員、宮内委員、高安委員におかれましては、所用により本日は御欠席との御連絡を受けております。

審議会に関する規定では、委員及び議事に關係のある臨時委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができないと定められておりますが、本日は19名の委員のうち現時点で15名の委員の皆様に御出席を頂いておりますので、規定数を満たしていることを御報告いたします。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、本日は令和8年度の畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量並びに加工原料乳の生産者補給金及び集送乳調整金単価、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格並びに鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を定めるに当たり留意すべき事項について御審議いただきます。

本日の審議の結果、当部会の答申が出ますと、規定によりそれが審議会の答申とされることとなっております。そのため、審議には十分な時間を取りたいと考えておりますが、委員の皆様もお忙しいことと存じますので、できるだけ効率的な運営に努めたいと思います。御協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日のスケジュールですが、まずは事務局からそれぞれの諮問内容等に関連して説明いただき、その後、委員の皆様からの御意見を伺い、12時をめどに一旦昼休みを取ることいたします。そして、13時頃から議事を再開いたしまして、引き続き御意見を伺った後、

13時30分頃をめどとして委員の皆様から農林水産大臣からの諮問内容に対する賛否を伺いたいと思います。その後、答申案を固めた後、諮問に対する答申を行いたいと思います。全体で14時頃には終了したいと考えております。

これまで皆様からの御意見を施策に反映いただきため、会議の終盤に1時間程度お時間を頂き、意見の概要を取りまとめ、答申とともに公表しておりました。しかし、当日に意見の概要を取りまとめるのは、委員、事務局とも負担が大きいことから、今回から意見の概要の作成、確認は後日行うこととし、年内をめどに公表するという形で進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小針部会長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

それでは、本日付けで農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、牛乳乳製品課長から諮問文の朗読をお願いいたします。

○須永牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

諮問文の朗読をさせていただきます。

7 畜産第2099号

令和7年12月22日

食料・農業・農村政策審議会会长、中嶋康博殿

農林水産大臣、鈴木憲和

諮問

畜産経営の安定に関する法律第6条第3項の規定に基づき、令和8年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、朗読いただいた諮問に関連し、牛乳乳製品課長から説明をお願いいたします。

○須永牛乳乳製品課長 改めまして、よろしくお願いします。資料3-2を御覧ください。この資料に基づきまして、令和8年度加工原料乳生産者補給金単価等の算定概要について御説明いたします。前半に算定の考え方を、後半に算定結果を御説明いたします。

それでは、1ページ目を御覧ください。

まず単価は、コストなどの変動率方式により算定をしております。具体的には、下段の補給金のⅠ、Ⅱ、それと薄青の四角の中を御覧ください。搾乳牛1頭当たりの生産費の変動率をその乳量の変動率で除することで、生乳1キロ当たり生産費の変動率を算出し、それを令和7年度単価に乗ずることにより令和8年度の単価を算定しております。

この生産費の変動率については、令和4年から6年の3年間の変動率を分子に、その1年前までの3年間の生産費を分母に置いた上で、分子については可能な限り直近までの酪農経営情勢を反映するため本年8月から10月の直近3か月間、分母についてはその1年前の8月から10月の3か月間の物価にそれぞれ修正して計算します。これにより直近の物価動向を織り込んだ変動率が算出されます。

また、上段の集送乳調整金についても、この補給金単価と同様の方法で、加工原料乳1キロ当たりの集送乳経費の変動率を算出し、それを令和7年度単価に乗すことにより令和8年度の単価を算定しております。集送乳調整金の直近の物価への修正も補給金と同様でございます。

続いて、次の2ページ目を御覧ください。飲用牛乳及び乳製品の需要に応じて定める総交付対象数量についてです。

加工原料乳に対して交付される補給金、それと集送乳調整金は、交付される数量の最高限度として総交付対象数量を設定しており、国産乳製品の供給に対して国産乳製品の需要が上回る傾向にあるときはその数量を増やし、国産乳製品の需要が下回る傾向にあるときはその数量を減少させるといった数量の設定を行うことで需給の安定を図ろうとするものとなっております。

総交付対象数量は推定国産乳製品向け生乳消費量から脱脂粉乳、バター需給に直接影響を与えるカレント・アクセス輸入量及びTPP11、日EU・EPA関税割当数量を控除して国産乳製品の需要に対して設定しております。

それでは、算定結果についてになります。3ページを御覧ください。

左が本年度の単価、右が令和8年度単価の算定結果です。

まず、下の青い箱で示しております補給金単価につきましては、本年から2銭上げの9円11銭となりました。

また、上の赤い箱でお示ししております集送乳調整金単価につきましては、本年度から10銭上げの2円83銭となりました。その結果、補給金と集送乳調整金を合わせた単価は令和7年度から12銭上げの11円94銭となりました。

4ページを御覧ください。それぞれの詳細になります。

生産費の変動率は、配合飼料価格の低下が下げ要因となった一方、飼料以外の生産資材に係る経費や労働費の増加、またヌレ子を始めとした子牛価格の低下による副産物収入の減少などが上げ要因となり、全体として上げ要因の方が優勢となった結果、指数では1.0143となりました。また、この指数に令和7年度単価である9.09円を乗じることで寄与度が計算でき、試算するとプラス13銭相当となります。

主な費目で申します。ここには書いていませんけれども、口頭で申し上げます。上げ要素は餌以外の生産資材などがプラス13銭相当、労働費がプラス5銭相当、主に子牛価格から成る副産物収入の減少分がプラス11銭相当で、下げ要素は餌費がマイナス10銭相当、乳牛償却費がマイナス5銭相当となりました。

一方、乳量の変動率は、搾乳牛1頭当たり乳量が増加した結果1.0116となり、これは分母ですので、寄与度を試算するとマイナス10銭相当となります。これらから生産コスト変動率は1.0027となり、これを令和7年度単価である9円9銭に乗じると令和8年度単価の9円11銭となります。

続いて、5ページ目を御覧ください。集送乳調整金単価の詳細です。

令和7年度の単価である2円73銭に費目ごとに変動率を乗じることで、先ほどの補給金単価と同様、寄与度も計算できます。加工原料乳の集送乳経費の変動率については、集送乳に係る輸送単価が上昇傾向で推移した結果、指数では1.0271となり、令和7年度単価からプラス7銭相当の寄与度となりました。費目の中では特に集送乳委託費の寄与度がプラス8銭相当の寄与度となっております。費目別でいいますと、上げ要素は集送乳委託費がプラス8銭相当、下げ要素はクーラーステーションの委託費がマイナス1銭相当となりました。

また、加工原料乳の集送乳量の変動率については、加工原料乳の集送乳量が減少した結果0.990となり、これは分母ですので、寄与度を試算するとプラス3銭相当となりました。これらから集送乳コスト変動率は1.0375となり、これを令和7年度単価である2円73銭に乗じることで令和7年度単価の2円83銭となりました。

6ページ目を御覧ください。最後の総交付対象数量です。

下の表にお示ししています項目のうち、総交付対象数量の算定に直接影響しますD3の推定国産乳製品向け生乳消費量については、国民1人当たりのバター、脱脂粉乳、生クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、国産ナチュラルチーズの消費量などから算出しております。

これを図示したものが次のページになります。7ページ目を御覧ください。令和8年度の国産生乳需給の見通しを表しています。

総交付対象数量はピンク色で示されている推定乳製品向け生乳消費量である347万トンから右上のカレント・アクセス輸入量14万トン及びT P P 11、日E U・E P A関税割当数量8万トンを差し引いた結果、令和7年度同の325万トンとなりました。

なお、自家消費等量のD 1、牛乳等向けのD 2、総交付対象数量のLの合計が国産生乳の実需要量になりますが、この量と推定した国産生乳生産量737万トンの差は要調整数量と設定しております。令和8年度は25万トンとなりました。要調整数量は、国産乳製品の需給均衡を図るための調整に必要な数量を意味しております、バターの需要は見込まれるもの、同時に生産される脱脂粉乳の需要が見込めないことから、脱脂粉乳在庫の積み上げに対して、消費拡大や在庫低減対策によって調整する必要がある数量となっております。

以上、簡単ですが、算定概要についての御説明になります。

続けて、関連対策についても触れさせていただきます。次のページを御覧ください。8ページ目です。

集送乳経費の合理化への支援についてです。

物流問題により、今後も集送乳経費が引き続き上昇することが現場では見込まれているところですが、これについては算定に加味することができおりませんので、こうしたこと踏まえ、関連対策として、A L I C事業により集送乳経費の合理化に取り組む指定事業者などに対して、対象数量に応じた奨励金として、更に9銭交付いたします。

続いて9ページを御覧ください。少し複雑なページなのですが、バター、脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援についてです。

生乳からバターを作ると、同時に脱脂粉乳が作られます。要調整数量25万トン、右上に黄色でマーカーしているとおり、国産バターの需要はありますが、ヨーグルト需要の低迷などにより、バターと同時に生産される国産脱脂粉乳の需要が見込めておりません。このため、令和7年度と同様、バターと脱脂粉乳の需給不均衡を改善する取組を促してまいりますが、うち5万トンについては補給金などと同単価で支援し、20万トンについてはバターのみの需要分、つまり生乳の2分の1相当について支援することとしております。

下段の米印を御覧ください。令和7年度からの主な変更点を2色のマーカーでお示しし

ています。このバターのみの需要分20万トンは、令和7年度は13万トンでした。これを踏まえまして、令和8年度のこの部分の仕向け量が13万トン以下、令和7年度と同じ場合には、2分の1の係数を1までの範囲で引き上げて予算額を最大限活用できるようにすることとしております。

他方で、(2)の黄色マーカーを御覧ください。この部分の仕向け量が13万トンを超える場合は、20万トンのうち残りの7万トンについて、年度末の脱脂粉乳在庫量を製品ベースで8万トン以下とすることを成果目標とし、この目標を達成した場合は係数を2分の1とします。未達成の場合は、水色マーカーで示すように、係数を4分の1とした上で、この係数を仕向け量に応じて2分の1までの範囲で引き上げられることとします。

また、この13万トンを超える場合についての(2)でお示しする数量と対応は、令和7年度分にも適用します。この8万トンという目標自体は、今まで数年間やってきました全国協調対策がしっかりとなされれば達成できる水準だと思っていますので、この措置自体はバターのみを支援するという2分の1の数量を増やしていくという内容になっているという認識をしております。

最後、10ページ目を御覧ください。これまで御説明させていただいた内容をまとめたものになります。補給金等単価につきましては、ALIC事業を合わせると、令和7年度からはプラス13銭の12円3銭となりました。

また、中段の数量につきましては、令和7年度からプラス7万トンの350万トンとなりました。

この結果、総額は令和7年度からプラス8.6億円の409億円、またバターと脱脂粉乳の需給不均衡を改善する、先ほどの少し複雑な事業の対象数量が25万トン、その分が令和7年度対応も入りますので、その分も含めますとプラス12.8億円の413.2億円となります。

以上が令和8年度の加工原料乳生産者補給金等の算定結果とALIC対策となります。
○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、次に食肉鶏卵課長から肉用子牛に関する諮問文の朗読をお願いいたします。
○伊藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。資料4-1の諮問文になります。

これは農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会、中嶋会長への諮問となります。

7畜産第2100号

令和7年12月22日

食料・農業・農村政策審議会会长、中嶋康博殿

農林水産大臣、鈴木憲和

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第7項の規定に基づき、令和8年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして朗読いただいた諮問に関連し、食肉鶏卵課長より説明をお願いいたします。

○伊藤食肉鶏卵課長 それでは、改めてよろしくお願ひします。

お手元の資料の4-2を御覧ください。これに基づき、肉用子牛の保証基準価格等の算定概要について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただき、1ページ目を御覧ください。

肉用子牛生産者補給金制度は、上段枠内にあるとおり、一つ目として牛肉輸入自由化後における肉用子牛価格の低落に対処すること、二つ目として中長期的には肉用牛生産の合理化によって輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図ることを目的としております。

右の吹き出しにござりますとおり、上の保証基準価格は肉用子牛の再生産を確保することを旨として定められる価格でございます。下の合理化目標価格は輸入牛肉に対抗し得る肉用牛生産を確立するための目標価格でございます。

本制度では肉用子牛の平均売買価格が下落した際、保証基準価格から合理化目標価格までの間については国が10分の10を補填します。また、合理化目標価格を下回った部分につきましては、国・県、生産者が積み立てた財源から9割を補填します。図にござりますとおり、令和7年度は黒毛和種の場合、保証基準価格は57万4,000円、合理化目標価格は44万6,000円となっております。

次に、2ページを御覧ください。保証基準価格の算定式について御説明いたします。

まずは、和子牛についてでございます。

平成30年度にTPP協定発効に伴う見直しを行って以降、この算定式を用いております。令和8年度についても、この算定式で算出しております。

具体的には、まず左端の水色の部分でございますが、平成23から29年度までの7年間の生産費をベースとした基準価格であり、これは毎年固定となっております。

次に黄色の部分、生産コストの変化率になりますが、分母は平成23から29年度の7年間の平均的な生産費となっております。分子は毎年変化する部分になります。今回は令和8年度の生産費の推計値となります。

その右横の緑色の市場取引換算係数、こちらにつきましては農家の庭先販売価格から市場取引価格に換算するための係数となっております。

それから、右端の赤色の部分、品種格差係数につきましては、黒毛和種、褐毛和種などの3種類の和牛の子牛価格に変換をいたします。平成30年11月から令和7年10月までの直近7年間の取引価格を基に算出します。

3ページを御覧ください。和子牛の保証基準価格の計算結果となります。

基準価格は毎年固定で50万1,162円です。

生産コストの変化率につきましては、分母は基準期間の生産費、こちらも毎年固定の53万8,589円となります。

分子の推計生産費は、費目ごとに最新の経済事情を反映するよう、直近3か月の物価指数を用いるとともに、費用の量、質の傾向を反映するために、物価の影響を除した生産費である実質費用の過去7年間の傾向を踏まえて推計しております。

配合飼料等の飼料費の高止まり等によりまして、令和8年度は61万4,987円。この結果、変化率といしましては1.142となります。これに市場取引価格に換算するため、過去7年間の農家の庭先販売価格と市場での取引価格との一次回帰関係から求めた係数として1.047を掛けまして126円を足します。さらに、過去7年間の黒毛和種と褐毛和種の子牛の市場取引価格と品種ごとの和子牛の市場取引価格との格差から算出した品種格差係数というのを掛けます。黒毛和種では1.001、褐毛和種では0.913、その他の肉専用種では0.581となっております。

最後に1,000円単位で丸めまして、黒毛和種は令和7年度の価格から2万6,000円上がりまして60万円、褐毛和種は令和7年度から2万4,000円上がりまして54万7,000円、その他の肉専用種は令和7年度から1万4,000円上がりまして34万8,000円となります。

4ページを御覧ください。続きまして、乳用種、交雑種の保証基準価格となります。乳用種と交雑種は和子牛と違い、品種格差係数というのはございません。

5ページを御覧ください。保証基準価格の計算結果となります。

和子牛同様に、基準価格は乳用種は15万916円、交雑種は25万4,216円です。生産コストの変化率における分母の基準期間の生産費は乳用種は15万5,127円、交雑種は26万7,684円

です。

分子の推計生産費は和子牛同様、物価指数と実質費用の傾向を踏まえて推計しております。配合飼料等の飼料費は高止まりしている一方、生産費の4から5割を占めるもと畜費、こちらにつきましては乳用種は上昇傾向、交雑種は低下傾向でそれぞれ推移したことから、令和8年度は乳用種が17万4,252円、交雑種が28万2,059円、変化率はそれぞれ1.123、1.054となります。これに和子牛同様に、農家の庭先販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から求めた係数を用いまして、乳用種、交雑種それぞれ市場取引価格に換算いたします。

最後に1,000円単位で丸めまして、乳用種は令和7年度の価格から1万円上がりまして17万4,000円、交雑種は令和7年度からの据置きで27万4,000円となります。

6ページを御覧ください。次に、合理化目標価格の算定式についてでございます。

保証基準価格と同様、平成30年度に算定式の見直しを行っております。

具体的には、まず水色の部分の輸入牛肉に対抗可能な子牛価格を求めます。輸入牛肉価格に国産牛肉と輸入牛肉との品質格差を加味して、輸入牛肉に対抗できる国産牛肉価格を算出します。それを生きた肥育牛の農家販売価格へ換算しまして、そこから合理的な肥育経費を引いて肥育農家が購入する子牛価格を算定します。この価格に緑色の市場取引価格換算係数を掛けて市場取引価格に換算いたしまして、最後に赤色の品種格差係数を掛けて品種ごとの算出となっております。

7ページを御覧ください。ただいま御説明した算定式に基づき計算したところ、輸入牛肉価格は上昇し、肥育に必要な合理的な費用が低下していることから、黒毛和種は令和7年度の価格から1万1,000円上がりまして45万7,000円、褐毛和種は令和7年度から1万1,000円上がりまして41万7,000円、その他の肉専用種は令和7年度から6,000円上がりまして26万5,000円となっております。

8ページを御覧ください。最後に、乳用種、交雑種の合理化目標価格についてでございます。こちらは和子牛と違い、品種格差係数はございません。

9ページを御覧ください。算定式に基づき計算したところ、輸入牛肉価格は上昇し、肥育に必要な合理的な費用が低下していることから、乳用種が令和7年度の価格から9,000円上がりまして11万9,000円となります。また、交雑種につきましては輸入牛肉価格は上昇した一方、肥育に必要な合理的な費用の低下が小幅にとどまったこと等から、令和7年度からの据置きで21万6,000円となっております。

それでは、最後に10ページをお開きください。令和8年度に措置予定の肉用子牛関連の経営安定対策の全体像と、それぞれ対策の位置付けについて御説明をいたします。

今御説明申し上げましたとおり、肉用子牛生産者補給金制度、こちらの方は牛肉の国境措置に伴う影響に対処して肉用子牛生産の安定を図ることを目的として措置されております。その保証基準価格は、生産費等をベースに生産性向上、合理化努力も促進するよう算定ルールに基づいて算出し、これまで一定の水準が常に確保されているところでございます。

今回の算定におきましても、近年の生産コストの高止まりの状況は反映され、保証基準価格等は上昇となりました。

同時に、配合飼料価格の高止まりや、昨年までの子牛価格の低迷により、肉用子牛生産基盤の維持が今課題となっておりますことから、優良和子牛生産推進緊急支援事業を令和8年度も継続することとします。

その発動水準につきましては、保証基準価格に合わせまして引上げを行い、黒毛和種では62万円まで引き上げます。62万と61万円の2段階としております。加えて、和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業についても継続することといたします。発動基準は、黒毛和種では62万円となっております。

これらの対策を適切に運用することによりまして、引き続き繁殖経営の安定を図ってまいりたいと思います。

これで肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格の算定等についての説明は終了とさせていただきます。

○小針部会長 ありがとうございました。

引き続き、食肉鶏卵課長から鶏卵に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○伊藤食肉鶏卵課長 それでは、引き続き鶏卵について諮問文を朗読させていただきます。
資料5－1でございます。

7畜産第2101号

令和7年12月22日

食料・農業・農村政策審議会会長、中嶋康博殿

農林水産大臣、鈴木憲和

諮問

令和8年度の鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格

を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、朗読いただいた諒問に関連し、食肉鶏卵課長より説明をお願いいたします。

○伊藤食肉鶏卵課長 それでは、資料5-2に基づきまして、算定概要について御説明をさせていただきます。

おめくりいただきますと、まず目次でございます。鶏卵生産者経営安定対策事業の概要と、今回諒問させていただく補填基準価格と安定基準価格の算定方法を御説明した後、算定結果について御説明させていただきます。

それでは、事業の概要から御説明いたします。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。鶏卵生産者経営安定対策事業でございますが、資料中の右側にございます事業イメージを御覧いただければと思います。

紫色の線が標準取引価格という鶏卵価格を示しておりますが、標準取引価格が青い線の補填基準価格を下回った場合に、その差額の9割を補填する価格差補填事業が発動されます。

そして、標準取引価格が更に下落して赤い線の安定基準価格を下回った場合には、鶏舎を長期間空けることで生産量を減少させて需給改善を図る取組に対して奨励金を交付するということで、こちらが成鶏更新・空舎延長事業が発動されることになっております。この二つの事業によりまして鶏卵生産者の経営の安定を図るとともに、鶏卵の需給と価格の安定を確保するということを目的としております。

今回は、この価格差補填事業の発動基準となる補填基準価格と成鶏更新・空舎延長事業の発動基準となる安定基準価格について諒問するものでございます。

2ページ目を御覧ください。御参考までに、本事業の実施状況を記載しております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。算定方法の説明に移ります。

まずは補填基準価格でございます。

上段枠内にございます基本的な考え方ですが、鶏卵価格には6年間の周期変動が見られることに加えまして、夏季には需要が低迷し卵価が低下するという季節変動が見られるところでございます。補填基準価格につきましては、低需要期に見られる平均的な価格低落

を下回った場合に、補填金により経営の下支えを行うための基準として設定されることとなっています。

そのため、過去6年間を基準期間とし、その鶏卵価格の平均値を基として生産コストの変化率と低需要期の平均低落率を織り込んで補填基準価格を算出いたします。

次に、4ページ目を御覧ください。安定基準価格でございます。

安定基準価格につきましては、通常の変動を超えた大幅な価格下落の際に需給改善に取り組む基準とする価格でございます。算定式といたしましては、補填基準価格から基準期間の標準取引価格の平均値と標準偏差から算出した変動の幅を超えて低落した水準として安定基準価格を算出いたします。

5ページを御覧ください。補填基準価格と安定基準価格のイメージ図でございます。

鶏卵価格の推移と補填基準価格及び安定基準価格との関連を模式化した図になりますが、補填基準価格と安定基準価格の間にある緑の線の範囲が補填金により経営の下支えを行うところでございます。

緑の下にあります黄色の線のところが需給改善に取り組むところを示しております。

最後に6ページ目、算定結果の概要でございます。

まず補填基準価格になりますが、基準期間の標準取引価格の平均値につきましては、令和2年から令和7年までの直近6年間の平均価格といたしまして、240.81円をお示ししております。

続いて生産コストの変化率につきましては、コストの約6割を占める配合飼料価格の高止まり、さらには労働費の上昇等により1.050となりました。

最後に、低需要期の平均低落率につきましては、0.951となりました。これらを掛け合わせた結果、補填基準価格につきましては今年度の230円からプラス10円となる240円となりました。

続きまして7ページ目を御覧ください。安定基準価格になります。安定基準価格につきましては、補填基準価格を基に一定の下落幅を乗じて算出いたします。この下落幅の係数となる変動係数は0.09となりました。この結果、今年度からプラス11円となる218円となりました。

私からの説明は以上でございます。

○小針部会長 ありがとうございました。

農林水産省からの説明は以上となります。

それでは、これより質疑応答、意見聴取に入ります。

御出席の委員の皆様から挙手により御意見、御質問などを頂きたいと思います。リモートで御参加の委員は、挙手ボタンにてお知らせください。各委員には4分以内で御発言いただければと存じます。おおむね6人ずつ御意見をお伺いし、その後、農林水産省から回答を頂きます。

なお、諮問内容に対する賛否は後ほど改めて皆様にお一人ずつお聞きしますので、現時点での賛否の有無に触れていただく必要はございません。

それでは、御意見のある方、挙手をお願いします。

藤間委員、お願ひいたします。

○藤間委員 JA全中の藤間でございます。農林水産省の皆様におかれましては、補正予算における集中対策、また畜産・酪農予算の増額、今回の畜産物価格等に御尽力いただきまして、御礼を申し上げます。

諮問の賛否は後ほどということではありますけれども、今回の内容については賛成の立場で何点か意見を申し上げたいと考えてございます。

まず加工原料乳生産者補給金、集送乳調整金につきましては、関連対策も含めて、これまでの予算総額を上回る水準を設定いただきました。加えて、令和7年度の対象数量に関しても配慮ある追加措置を頂いたと認識をしてございます。

また、肉用子牛生産者補給金制度においては、特に黒毛和種におきましては保証基準価格が4年連続で引上げになるなど、物価高騰を踏まえて設定いただいたと認識をしてございます。

臨時対策、緊急特別対策につきましても継続の上、発動基準を引き上げていただきました。繁殖経営基盤が依然として厳しい環境に置かれている中、産地の営農継続をしっかりと支えていくという力強いメッセージとして受け止めてございます。

そのほか、今般の畜産物価格とは別に、何点か御意見を申し上げたいと思います。

まずはクラスター事業については、酪農分野の支援を再開いただくとともに、現場の実態を踏まえた要件を設定いただきました。生産基盤の維持・強化を後押しするものと受け止めてございます。

また、今年も脱脂粉乳の在庫が積み上がる中、需給調整の取組は重要でございます。酪農・乳業には、協調した在庫削減に努力している者が報われるよう、規律の強化に向けた検討・実施をお願いいたします。また、こうした取組に加えまして、需要拡大も不可欠で

す。牛乳、乳製品、和牛肉の需要拡大については今般の補正予算等で力強い対策を措置いただきておりますが、引き続きの御支援をお願いいたします。

そして、輸入飼料でございます。円安の影響を色濃く反映し、年明けから飼料価格が大幅に値上げされます。飼料コストの高騰は経営に直結する畜種横断的な課題でございます。こうした中、補正予算でも国産飼料の生産・利用拡大対策などを措置いただきしておりますけれども、当初予算も含め、総合的かつ万全な対策を講じていただくようお願いいたします。

最後に、高齢化や労働力不足により生産現場の営農継続に係る危機的な状況は変わらず継続しております。ヘルパーへの支援も大幅に強化する方向を示していただいておりますが、引き続き中小・家族経営も含めた持続可能な畜産・酪農の実現、生産現場の意欲確保などに向けた支援をお願いいたします。

結びになります。今般の畜産物価格などとともに、これらの対策についても、JAグループとしてしっかりと生産現場に周知し、最大限活用していく所存でございます。国としても現場に丁寧な周知を図っていただくようお願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。

○小針部会長 ありがとうございました。

御意見、御質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

小椋委員、お願ひいたします。

○小椋委員 北海道中央会の小椋です。私からも意見を述べさせていただきたいと思います。

今ほど説明いただきました加工原料乳に絡む単価、限度数量等々の説明がございました。ALICの予算も絡めた中での総交付対象数量、また集送乳調整金、生産者補給金、これらも含めまして全体的には評価をさせていただきますし、また肉用牛に関しましても保証基準価格、合理化目標ともに、特に昨今の和牛肉の低迷に関して保証基準価格、これが上げられたということは、総じて評価をさせていただきます。

その上で私も何点かお話をさせていただきますけれども、総交付対象数量でございます。今回は325万トン、プラス、ALICで25万トンということで、トータルでは350万トンの対象数量が決定いたしましたけれども、このALIC25万トンの中で5万トンは補給金対象ではありますけれども、残りの20万トン、これは先ほど説明ありましたように、バター、脂肪分のみという内容でありますので、昨今の飲用乳価、飲用の低迷による加工の割

合というものが非常に大きく振れてございますので、本来ある加工原料乳生産者補給金というものは、本来は飲用乳と加工乳の差を埋めるということでこの補給金制度ができたものと私は承知しておりますので、補給金というものは加工乳全体に当然交付されるべきだと思いますので、325万トン、これらも含めて当初予算の中で相対的にALIC事業に、今苦肉の策でALIC事業に対処していただいておりますけれども、相対的な数量は当初予算の中では是非取り進めをしていただきたいなと切にお願いを申し上げます。

また、今ほど計算式の説明がございましたけれども、非常に煩雑で、おそらくほとんどの委員の皆さんも分からぬ状況かと思います。その中で、計算式の中で1頭当たりの乳量について、現場の生産者のさんは少しでも生産乳量を上げる、また乳質の良い牛乳を搾ることで自助努力をしております。そのことによって1頭当たりの生産乳量が前年よりアップしているのですけれども、それがこの計算式によっては、先ほど説明があつたようにマイナスポイントとなる。やはり、自助努力したことがマイナスということは現場にとっては非常に納得できない内容でありますので、今後この計算式自体の仕組みにおいて協議していっていただきたいなと思います。

また、クラスター事業でありますけれども、こちらも先ほど説明がありましたように、非常に現場としてはありがたい内容を決定いただいたものと思います。昨今の建築費高騰によって大幅に建築が進む状況ではないと思ひますけれども、このクラスター事業を使いながら全国の生乳生産の維持・拡大に取り進めていきたいなと思っております。

私からは以上であります。

○小針部会長 ありがとうございました。

御意見、御質問ある方いらっしゃいますか。

そうしましたら、一旦事務局から代読をお願いいたします。

○丹野畜産総合推進室長 それでは、欠席の委員からの御意見を代読させていただきます。五十音順につき、まず佐藤委員の意見の方から代読させていただきます。

乳業者の立場から、第2回畜産部会に当たりお礼と意見を述べさせていただきたいと思います。

1、令和7年度補正予算に対するお礼。

はじめに、このほど令和7年度補正予算が可決・成立しましたが、その中で前回の畜産部会で申し上げた各種課題に対応し、牛乳乳製品の需要拡大や需給の安定を図るための各種対策が継続実施されることになったことに対しまして、心より感謝申し上げる次第です。

引き続き生産者が安心して生産が行えるよう、政策的な支援等を通じた環境整備を図っていただければ幸いです。

2、基本方針の検証と生産者に対する迅速な情報発信。

本年4月に酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針が策定され、その方針に基づき、国は生産目標等の達成に向けて各種施策を講じているものと理解しています。他方、乳業者は生産者の皆様が丹精込めて生産した生乳を受け入れ、様々な牛乳乳製品に処理・加工し、消費者の皆様のニーズに応じて安定的に、かつ余すことなく販売することに努めているところです。

こうした乳業者の立場から見ると、その実現を図るために越えなければならない様々な課題があることを第1回畜産部会では申し上げたところです。

また、こうした役割から、乳業者は需要に敏感にならざるを得ませんが、生産者は乳業者にとって生乳取引の相手先でもあるため、需給情勢についての実感や実態をストレートに伝えることは非常に難しい立場にあると感じています。このため、生産者の皆様に対しては、行政という第三者的な立場から、ネガティブな情報も含めた客観的な需給の実態や課題、見通しなどについて迅速かつ正確にお伝えいただければ、課題への対応や検討がより早く進むのではないかと期待するところです。

3、基本方針策定後の情勢変化を踏まえた課題の共有。

基本方針においてはバターの需要は十分にあるので、脱脂粉乳の需要拡大さえできれば、目標に応じた生産が可能であるという趣旨の記載がなされているものと承知しています。しかしながら、基本方針策定後に、酪農乳業をめぐる国際情勢は早くも変化しつつあり、これまで高止まりしていたバターの国際価格は急速に低下傾向に転じています。他方で、為替レートは想定外に円安方向に振れているため、バターの国際価格の下落をやや緩和している状況にあります。こうした早くて振幅の大きい国際情勢の変化を見ると、これまで輸入バター価格の高止まりにより堅調であった国産バターの需要が輸入品等に置き換えられていくことが懸念されます。結果的にカレント・アクセスによる乳製品の輸入にも影響してくる可能性がありますので、来年度の乳製品の輸入枠の決定に当たっては、生乳生産の動向に加え、脱脂粉乳とバター双方の需給の推移を見極め、慎重な検討が必要になると考えています。

以上です。

続きまして、丸橋委員の意見を代読させていただきます。

まずは、今年度の畜産部会、2度の欠席をお詫びいたします。2度の機会に出席できなかつたので、農林水産省に私ども、食肉の流通を支える者として願いを伝えておきたいと思います。

本部会は、畜産物の需給を見据えて、畜産物価格を政策面から検討する場でありますので、生産と消費の動向を見極めることが重要な議論の要素となっていますが、流通が抱える課題についても目を向けていただきたいと考えています。

現行の酪肉近検討の際にも、食肉処理施設の老朽化や稼働率の向上が課題として挙げられていましたが、産地食肉センターと並んで食肉卸売市場内の食肉処理施設も重要な役割を果たしていることを理解し、今後の対策の対象としていただきたいと考えています。

今般、食肉卸売市場を運営している私どもの27会員に老朽化の状況と新築・改築計画の有無を調査いたしましたところ、老朽化については27会員中16会員が30年以上の稼働施設で運営をしております。中には50年以上のものが7会員おります。新築又は改築の計画については全体で4会員、50年以上の会員でも計画があるのは1会員にとどまっております。

多くの食肉卸売市場は市町村により開設されています。27会員のうち、市町村の施設で運営されているのは16会員になり、これらの施設は市町村の理解を得なければ新しい計画は前には進みません。食肉処理場の建築費はそもそも巨額ですが、昨今の建築費の増大が計画の進展を躊躇させることになっています。

食肉卸売市場は牛・豚の公正な価格形成の場になっており、公表される価格は畜産物の各種対策の指標ともなっています。引き続き重要な流通拠点としての食肉卸売市場への支援をお願いいたします。

また、人材の確保も他産業、他業種同様に深刻化しています。食肉卸売市場においても、外国人技能労働者は重要な役割を担っています。更なる受入れも視野に入れたいところです。広い範囲での受入れについて配慮いただけるよう、お願いいいたします。

畜産物輸出に関しては、牛肉の血斑の発生は依然として課題となっています。資金面、技術面での支援、引き続きお願いいたします。

以前から話題にしてきました原皮を産業廃棄物にしない対策も重要と考えています。

最後になります。先頃、スペインでのアフリカ豚熱発生を受けた豚肉輸入の停止が公表されました。国内での防疫対策と併せて、海外からの家畜疾病の侵入を防ぐことは重要な政策課題と考えます。しっかりととした対応をお願いいたします。

以上で私の発言を終わります。

以上でございます。

○小針部会長 ありがとうございました。

御意見、御質問ある方、挙手にてお願ひいたします。

そうしましたら、少し内容も多いので、一旦事務局の方からお返しいただければと思います。

○須永牛乳乳製品課長 改めて、牛乳乳製品課長です。御意見ありがとうございました。順に一言ずつ申したいと思います。

まず、脱脂粉乳の在庫低減対策についての負担、これをやっている生産者とやっていない方々との間の均衡をしっかりと図っていくということは、我々も今年度からその取組を始めています。全国の需給に貢献している方が報われるということは全くそのとおりと思っていますので、これに対する対策は引き続き強化し、更にどういう対策が可能なのか、我々の中でも模索していきたいと思っております。

続いて、補給金のそもそもその仕組みについてのお話がございました。補給金は飲用と加工の差を埋めるものだという理解ですが、その理解については別として、実際の需要を超えるものに対してどういう対応をしていくのかということが今置かれている課題だと思っています。今ですと、脱脂粉乳の在庫が年間で2万トン強は積み上がる状態になっており、それに対して国費も投じた上で脱脂粉乳対策が講じられている状況です。この数量をどのように捉えるのかということが最大の課題なのだろうと思っていますので、ここに焦点を当てた議論を引き続きやっていく必要があるだろうと思っています。

それから、計算式のお話の中で乳量というお話がありました。この声は私もよく生産者の方々からお受けするのですが、今の加工原料乳生産者補給金はコストに連動させており、全体としてコストが上がれば、それに応じて変動率を加味して上がっていき、コストが下がれば、下がっていくということになりますが、1頭当たり乳量については正直申し上げるとコストそのものと思っています。当然、労働費や餌というインプットを入れることによって乳量が上がっていくという側面、さらには乳牛改良によって乳量が上がっていくという側面がそれなりに要素として入っているコストでもあります。特に1頭当たり乳量が上がるということは、基礎代謝分を含めていくと非常に生産効率が上がっていくという問題もあります。生産現場のお気持ちは重々理解しております。一方、これがコストの大きな変動要因なことも一つの事実だと思っておりますが、生産現場のそれぞれのお気持ちをどのようにこの中で受け止めていけばいいのか、引き続きいろいろな形で議論をして

いく必要があると思っております。

その後で乳業のお声がございまして、この中でなかなか乳業メーカーから生産者に需給の実感についてお伝えすることが難しいと。なので、行政からネガティブな情報も含めて伝えてほしいというコメントがございましたが、これは誰が担っても、これは簡単なものではないのだと思います。国から言ったら、ではいいのかということです。本当にそう思うのですかねということが私からの疑問です。

実際に売っている方々も、実感、悲鳴はしっかりと生産者に伝えていただいて、その情報はもちろん私たちもこの口、いろいろな形で発信をし、いろいろな形で需給の実態・実像を共有していくということが大切だと思いますので、誰か一人で悪者になる必要はないのですが、これは客観的な事実をできるだけ多くの人たちの中で共有していく努力が必要だろうと思います。

最後、脱脂粉乳とバター双方の需給をよく見ながら運営していく、国家貿易を運用しているものですから、それをやっていく必要があるというコメントがございました。そのとおりであります。酪肉近の中で示している数字は、一定の生産量の中で、さらに所得や需給に大きく影響を与える飲用需要を拡大させていくという前提の下で脱脂粉乳とバターの数字も描いているものです。それぞれ1個ずつ崩れれば、当然バターであっても需給環境は崩れるものだと思っていますので、薄氷を踏む思いで一年一年、生産量と需給動向をしっかり見ながら、必要な需要の拡大は当然、今は飲用と脱脂粉乳ではありますが、将来的にはバターの需給が緩和するということも否定するものではないと思いますので、一年一年よく実態を見ながら対応していく必要があると思います。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

食肉鶏卵課長、お願ひします。

○伊藤食肉鶏卵課長 丸橋委員からの意見書に対して回答させていただきます。

まず1点目ですけれども、老朽化が進む食肉卸売市場、これに対する施設整備への支援のお話でございました。

現在、食肉卸売市場の整備に対する支援については、2種類、活用可能な事業がございますので、御紹介をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、強い農業づくり総合支援交付金の活用が可能と考えております。これまで整備等の実績もございます。令和7年度補正予算におきましては、

再編集約の支援を拡充しております、また地方市場の補助率を中央市場と同様に4割を上限とする卸売市場緊急整備事業を措置しております。

それから、2点目でございますけれども、部分肉加工まで行う卸売市場であれば、セリ場は除きますが、産地食肉センターと同様の事業、いわゆる再編合理化に必要な施設整備、地域の中核となる基幹施設整備メニュー、さらには輸出拡大を図るために必要な施設整備メニュー、いずれも活用することが可能となっております。本事業につきましては、令和7年度補正予算におきまして、これまでの2分の1の支援に加えて、県・市町村が国の補助に上乗せを行う場合には、特例として事業者負担を3分の1まで軽減できることとしておりますので、これらの事業を積極的に御活用いただきたいと考えております。

それから、食肉卸売市場における外国人技能労働者、こちらの受入れについて御意見を頂きました。大変重要な視点だと考えております。食肉卸売市場における外国人材の活用という意味でいいますと、市場の場合はセリ場、と畜、部分肉加工の3分野ありますが、現在、一定の条件を満たして、部分肉処理の売上げが最も多い場合であれば、飲食料品製造業分野における受入れが可能となっております。2027年度からは技能実習制度に代わって育成就労制度が始まることとなっております。食肉業界における本制度の活用につきましても、引き続き現場の声を踏まえながら適切に対応していきたいと思っております。

それから3点目、牛肉輸出に関して、血斑への支援について御意見ございました。

米国、EU等向けの輸出認定施設におきましては、輸出するために日々高水準のアニマルウェルフェアの推進、食品衛生管理、血斑発生低減等に一体的に対応していただいております。令和7年度補正予算におきましては、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を引き続き継続することとしておりまして、こうした取組を奨励する奨励金も交付することとしております。

また、同時に血斑発生率につきましては、放血までの手際の改善など、技術的な創意工夫で発生率を大幅に低減させる施設も最近出てきております。こうした優良事例の横展を図っていきたいと考えております。

それから4点目、原皮を産業廃棄物にしない対策の重要性について御指摘を頂きました。本年に入りまして米中間の貿易摩擦、相互関税等の影響によりまして、通常、原皮に関しては、豚皮についてはほぼ9割輸出しており、牛皮についても5割程度輸出をしていますけれども、こういった原皮の輸出仕向けの一時的停滞ということが非常に課題となっております。

こうした状況に対応するため、短期的には一時的な需給緩和の影響を緩和するための対応、中長期的には原皮の品質の向上等による国際競争力の強化、こういったものが必要だと考えておりますので、しっかりと対策を実施していく考えでございます。

○小針部会長 ありがとうございます。

動物衛生課長、お願いします。

○沖田動物衛生課長 それでは、丸橋委員からスペインのASF発生に伴つてのお話がございましたので、御説明をいたします。

11月26日にスペインの東部のカタロニアという所で、野生の猪においてASF、アフリカ豚熱が見つかったということでございます。また、10月には台湾においても家畜の豚でアフリカ豚熱が確認をされております。日本の周囲、あるいは日本と貿易の関係が深い国においてアフリカ豚熱の発生があるということで、日本への侵入リスク、大変高まっておりますので、農林水産省として、まずは水際で入れないための対策ということで取っております。

これまでも令和2年度に家畜伝染病予防法を改正いたしまして、水際における家畜防疫官の権限の強化等を行っており、それに基づく対策等も取っておりますけれども、今般の台湾に関しては、一番近い所ということで、他の発生国並みの水際の措置をとって、強化をしております。また、スペインにつきましても、スペインの発生後にスペインからの航空便等に対する体制、発生国と同じ対応ということで強化をしておるところでございます。

引き続き、水際に關しましては、我々としてできることを最大限やっていくということでございます。

また、将来的な方向とても、水際の対策は制度面も含めてどのような強化ができるかということで現在検討しております。更に強化に努めてまいりたいと考えております。

○小針部会長 ありがとうございました。今の回答でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、御質問、御意見がある方は挙手にてお願いいたします。

○野元委員 野元でございます。

今回の価格決定につきましては大変御理解いただきまして、そして全ての品目について引上げを頂き、感謝を申し上げておるところでございます。そして、さらには関連事業でございます和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業ですか、これにおいても離島の5万円を引き続き継続いただきまして、感謝を申し上げておるところでございます。

ただ、農家そのもの、特に繁殖農家に関しましては、九州だけかも知れないとけれども、コロナ感染症以降、ウクライナ・ロシアの戦争、そういうものが引き続きまして穀物価格が大変上昇しており、繁殖農家の基盤も大変揺らいでおります。そのようなことを本当はもっと広めていきたい、そのような話をもっと理解していただきたいと思っておりますけれども、なかなか金に関わることなので難しいことが多いものです。皆様方にはよく理解を頂きまして、今後とも畜産和牛、肉用牛の振興につきましては引き続き御協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○小針部会長 ありがとうございました。

ウェブで石田委員、お願ひいたします。

○石田委員 神奈川で酪農をしております石田と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、前回の審議会のときにクラスター事業について御相談、御質問をさせていただきましたことについて、早速報道で酪農の現場の方にもクラスター事業の利用拡大と再開するというような報道を見まして、改めてそちらについて感謝申し上げます。

私は御質問、加工原料乳生産者補給金単価の4ページの計算式について御質問と御提案をしたいと思います。こちらについて、今年度から来年度につきまして、2銭単価を上げていただいたということに対しては、生産現場の身からしてもありがたいという気持ちであります。

一方で、計算式について、例えば、厳しい情勢において今後、酪農家、一農場として利益を上げていくために様々な工夫をしている中で、国としても議論をしていただいているけれども、国産飼料の利用拡大あるいは、自給飼料の割合を増やしていくことで、餌代をなるべく減少させようということがあると思います。また、乳量を維持又は向上していくために、配合飼料や穀物を多給する体制を改め、粕類を使っていく等の工夫をしている農家さんは多いと思います。さらに、飼養管理の方も常に、今まで以上に丁寧に搾乳をしたり、乳牛を観察したりということにより、例えば乳房炎の頭数を減らしていく。それによって廃棄乳を減らしていくことで、搾乳牛1頭当たり乳量が増える、又は治療代も減らせるということで、支出を減らし、収入を増やしていくという工夫をおそらく現場では実施していると思います。

そう考えると、この計算式で当てはめてみると、そのような工夫をして努力をすればするほど、価格が下がっていく計算式になっている気がします。何か別の事業等により、そのような努力を評価していただけるような制度が補填されればありがたいのですが、この

計算式にそのまま当てはめると、努力をすればするほど単価が下がっていくのではないかと見えててしまうので、例えば、現場への丁寧な御説明や見直し等を行っていただきたいと思っています。

また、生産費についても、例え国産飼料に変えていく、治療費を減らしていく等、国として減らしてほしい経費がある一方、例えば従業員1人当たりの賃金は最低賃金を上昇させ、一事業所としても所得を上げていきたいという努力について、人件費をあえて増やしていくということに対しては評価していただきたいところです。また、アニマルウェルフェアや農場HACCPを始めとする防疫対策については、経費をかけてほしいというところだと思いますので、経費についても、減らしてほしい経費と国としても増やしてほしい経費というものを加味して今後計算していただけたらどうなのかなと思いました。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問は。

小山委員、お願ひいたします。

○小山委員 肉牛の経営継続にする、先ほどのお話、とても心強く思いました。

今、牛の価格は良くなっていますが、実はこれは発動せずに経過というか、発動できないくらいの子牛の価格とか肉の価格が良くなれば本当はうれしいことだと思います。

その中でも、私は繁殖農家ですので、経営の不安について仲間たちに聞いたところ、経費になるものがすごく高くなっていますが、特に農機具は中古でも高い、夏場が高温のため妊娠しにくい、獣医さんが高齢という話が合った。また、私の経営の話ですが、昨年は雨が少なかったこともあり飼料作物を作っても、2番草ではありますが、1ヘクタール当たり120センチロールで1個しか取れなかった。そのほかにも、家族農業だと後継者問題も不安となっている。特に一番心配なこととして聞くのは、私は仙台牛の子牛の生産者でもあります、今後赤身の肉を食べたい消費者がいらっしゃる中で、私たちは霜降りの肉を継続しているということです。消費者に牛肉を食べてもらわないと子牛も高く売れないし、肥育農家さんもうまく回らないということで、とにかく今自分のできることは、子牛の生産、良い子牛の生産をしていきたいというところです。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございます。

御質問、御意見ある方は、挙手にてお願いいたします。

三田委員、お願いします。

○三田委員 コープデリの三田です。よろしくお願ひいたします。

先ほど石田委員の御意見にもあったかと思いますけれども、今回の全体の価格の見直しなどについて特に異論はないですが、前提として、再生産や持続可能性を国としてどのようにそれぞれのところに見ていくのか、目指していくのかという変動係数的なものについてどのようにお考えになっているのかが、正直分からなないなと思って拝見しました。

単年度ということではないので、そのような意味では中長期でどのような試算、係数を組んでいくのかなどというものが今後の課題になるのではないかと思って拝見をさせていただきました。

二つ目は、今回の補助金制度含めて、見直しが実際の消費者物価との関係で言ったときにどのような影響を及ぼしてくるのかなどについて、試算や考え方についての情報を御提示いただけすると、消費者とつながっている団体である私どもは、そういったことについて意見を述べることはないですが、考え方として周知をする、あるいは広めていくなどということは可能なのではないかと思い、確認させていただきました。

最後になりますけれども、先ほどありましたスペイン産のASFの件で、輸入されるかされないかの安全性云々という話がされましたけれども、御存じのとおり、ベーコンやハムなどについて、フローズンの加工原料としての30%を今現在、スペイン産でフォローしていると認識をしております。再輸入が始まるのはおそらく、早くても3年、4年後だと思います。そのような意味で加工原料が30%減りますので、その後ブラジルやほかの所から輸入をするなどがあるかと思いますけれども、その際に国産の原料を使った場合にどのようなリカバーができるのか、あるいはどのような安定調達が進められるのかなどについても是非周知を頂ければありがたいなと思いました。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

畠中委員、先ほど手を挙げられていたので、お願いします。

○畠中委員 畠中です。

今回の価格決定については、非常に社会情勢を踏まえた上でコスト増大ということが物すごく大きいことを反映していただいて、おおむね良いなと思っているところですが、とはいえ、鶏卵の場合は鳥インフルエンザの発生の影響も大きく、今現在はエッグショックとも言われるほど高騰していると一般的には言われています。そのような状況なので、鶏

卵生産者経営安定対策事業が発動されるようなことは、あった方がいいのか、ない方がいいのか、鳥インフルエンザが発生すれば価格が安定して、鶏卵生産者経営安定対策事業が発動しないような価格が付く社会がいいのかどうかというのは非常に生産者としては苦しいところではあります。また、私は先ほどの話の中にもあった鶏卵の需給見通し検討委員会の委員でもあるのですが、とにかくみんなで知恵を出し合って、様々な傾向や今後はこうなるだろうということを議論していますが、鳥インフルエンザがものすごく発生したら、ひっくり返るわけですので、非常に予測の難しい状況が毎年続くなと思っているところです。

養鶏に関しては、鳥インフルエンザの発生は経営的にも非常に大きな打撃ですし、消費者の方にとっても、エッグショックと言われるような価格になって買い控えが発生するなど大変な問題です。農林水産省の方々には一層の疫学的な原因の解明やワクチンに対する研究、そして生産者の再建に向けた経済的、精神的支援を是非よろしくお願ひしますということをお願いしておきたいと思います。

細かいことを言うと切りがないですが、あともう一件、クラスター事業の件についてです。これは最近、先ほど石田さんも言わっていましたけれども、7年度の補正予算で様々状況も変わって、酪農設備について等様々な変更があったと聞いています。聞いた話では、持続性向上タイプということが設けられて、修繕というのでしょうか、中古機械の導入や補改修も対象になったという話を聞いています。そこに物すごく期待していまして、今みたいに新築の鶏舎を建てるごとに設備を新しく造ることが難しくなってきた中で、修繕や改修にも補助していただけたら非常に心強いと思っています。

なので、非常に期待しているのですが、それが施設整備事業なのか、リース事業なのかは分かりませんけれども、リース事業は参加したことはありますし、やっています。施設整備事業だとしたら、例えば福岡県は協議会を県とか行政は特殊なもの以外は持ってくれず、なかなか施設整備事業がしたくてもできない状況にあります。なので、そのようなところへも是非農林水産省の方からも働き掛けていただいて、どの県でも、どういう所でも使えるような補助事業にしていただけたらなと思いますので、是非よろしくお願ひします。

○小針部会長 ありがとうございました。

では、ここで一旦事務局からお願ひいたします。牛乳乳製品課長、お願ひします。

○須永牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長です。順に、幾つかありますけれども。

石田委員のおっしゃっていたお話は、なかなか根が深い問題だと思っています。もとも

と現在の加工原料乳生産者補給金は、いわゆる固定払い的な発想に立っていますが、その前身は昭和40年代から平成12年まであった不足払いにあります。不足払い制度ですと、赤字にならない水準目掛けて生産者乳価と消費者乳価の間を埋めるという発想がありました。このときは石田委員がおっしゃったことがより顕在化しがちでして、生産者乳価が何らかの努力によって下がると、その分、不足払いが要らなくなってしまって縮んでしまう。そのような関係が如実にある仕組みだったと思っています。

一方で、今やっている固定払い方式というのは、一定のメリットがあると思っておりまして、特に3年移動平均もろもろやることによって、変動幅が非常に小さくなっています。過去20年以上で見ても、この補給金はほぼほぼ下がった試しがなく、1回あるかなというぐらいですが、それもほんの僅かという状態でした。

下がりづらい仕組みにすることによって、メリットは二つあります。コストを下げても、その分が自らの収入に跳ね返ってくるということ、これは下がらないがゆえにということです。それともう一つは、乳価交渉したら、その分だけ確実に手取りが増えるということです。不足払い時代は乳価交渉をすると、その分は不足払い金額が縮まるという現象が起きてしまいます。

この二つが固定払いの大きなメリットだと思いますし、この考え方自体は農家所得を支えているものだと思っています。ですので、今のやり方というのは一定金額をある程度大きく変動させないように払いながら、その他様々な対策によって需給を安定させ、乳価交渉を促して、その乳価によって所得を得ていくということが基本的な考え方になっているのだと思っています。

ここまでが基本でして、その上で、石田委員のおっしゃる内容は私もそうだなと思っておりまして、それぞれ減らしてほしいコスト、それからかけてほしいコストというものがあって、それをどのように、この一連の関連対策も含めた中で評価をしていくのかというのは我々も苦悶をしております。集送乳経費が上がるということでALIC事業を組んでみたことも一つだったと思っていますが、様々な課題があるということで、価格決定の中で、また引き続きよく考えていきたい項目だなと今の意見を踏まえて思いました。

それから、関連して、三田委員のおっしゃっていた話も、今の回答で結構通じるところがあるとは思っておりますが、基本的には乳価の形成によって所得、再生産、持続性を確保しているということが今の仕組みであります。それを一番支えるものは生乳、牛乳の需給の安定であります。この安定という大きな仕組みを通じて乳価形成を支えて、それによ

って所得を確保していくことが農家の所得、ひいては再生産と持続性が確保されるという、そのような考え方の下で、全体の仕組みとしてカバーしているということだと思っています。

最後に、消費者物価への影響ということでいいますと、これまた簡単ではない問題がございまして、納税者負担なのか、消費者負担なのかということだと思います。我々の今回決める価格というのは公費です。納税者負担になります。これを生産コストが上がった分上げれば、その上がった分だけは消費者負担分が減るということですが、納税者負担分はいずれ消費者・国民が負担することになります。どちらにしても生産者側のコストが掛かっているわけで、何らか、消費者か納税者のどちらかによって埋めなければいけないということです。

ですので、我々の単価を上げれば上げるほど消費者負担というのは小さくなる。一方で、これは必ず納税者負担としていずれ戻ってくる話でもありますので、一概にどちらがいいのかというのはなかなか難しい問い合わせなのだろうなということが基本的な考えとは思います。ただ、原則は、乳価によって全体を支えるということではありますので、今回決定するこの単価一個一個によって何らか消費者負担がどうこうということよりも、乳価交渉の中で形成されていく問題だと思っています。

○小針部会長 食肉鶏卵課長、お願いいたします。

○伊藤食肉鶏卵課長 まず野元委員から、今の繁殖基盤の厳しい経営の状況を踏まえてしっかり対応してほしいということは、しっかり受け止めさせていただきました。

それから、小山委員からお話があった2点について、1点は農機具などの償却費が高くなっていることや、全体的に中古に買い換えようとしても高くなっているというお話だと思います。今回の保証基準価格においても計算上、1頭当たりのコストになりますが、農機具につきましても2,800円弱の上昇ということで、上昇トレンドを織り込んでいるところでございます。

それから、小山委員の2点目でございますけれども、牛肉に対する消費者ニーズ、国民の消費者ニーズにどう応えていくかという視点での御意見ございました。今年、酪肉近策定しておりますけれども、その際にも議論になりました。消費者のニーズ、多様化しておりまして、霜降りの牛肉から健康志向の中で赤身肉まで、多様なニーズがあるという状況です。まず和牛肉につきましては、このような脂肪交雑を入れることで海外との差別化を実現し、今や各国・地域から、いずれからも引き合いが強くなっています、米国関税の影響

がある中でも輸出が伸びているような状況でございます。そういった脂肪交雑の強みは生かしつつも、様々な質を高めていくという意味でいいますと、オレイン酸やコザシの取組をはじめ、様々なブランド化を後押しすることによって多様な消費者ニーズに応えていくということが重要だと受け止めております。

それから、テーブルミートとしてますます重要になってくる乳用種、交雑種、こちらの方も含めまして、ALIC関連対策で様々な商品開発でありますとか、販路開拓支援、このようなものも引き続き取り組みながら、全体として多様な消費者ニーズに応えていきたいと思っております。

それから、畠中委員からございました。鳥インフルエンザの発生、毎年のように発生する中で、鶏卵の価格と供給の安定化をどう図っていくのかということが今課題となっております。

今シーズン、採卵鶏における鳥インフルエンザについて、6事例、約228万羽の殺処分対象となっておるところでございますけれども、今後より一層発生リスクが高くなるシーズンを迎える中で、早期通報の徹底や各農場における飼養衛生管理の対策の再点検が何よりも重要だという中で、引き続き緊張感を持って対応する必要がございます。そのような状況の中、鶏卵の流通という視点から申し上げますと、安定供給に向けて我々、事業者の方と頻繁に情報交換を行っておりますし、11月以降、鳥フルが発生したときも、地域間、それから事業者間での不足感を確認し、不足しているところに融通をしてもらうなどの協力要請を行っているところでございます。

さらに、少し時間が掛かる話にはなりますけれども、夏場、需要が落ち込む時期に業務・加工用につきましては、できるだけ冷凍の液卵をためてもらって、それを需給が逼迫したときに回してもらうことによって、逼迫時には殻付卵が家庭用に回るようにすることはできないかということで、令和7年度補正の方でも凍結液卵の保管施設の整備など新たな支援策も取り組んでいるところでございますので、このようなものも含めて、全体として鶏卵の安定供給を図っていきたいと考えております。

○小針部会長 ありがとうございます。

企画課長、お願いします。

○廣岡企画課長 企画課長の廣岡でございます。クラスター事業につきまして、今畠中委員からもお話をありましたし、これまで数名の委員の方からお話をありましたので、私から若干敷衍して申し上げたいと思います。

今までクラスター事業というのは規模拡大を基本として、例えば生産性向上すること、あるいはスケールメリットを発揮して国民の方々に畜産物を安定的に供給することだったと思っています。これの重要性というのは引き続きあると思っておりますが、一方でこれから人口も減少していく中でどのように畜産経営、あるいは畜産業自体の持続性を高めていくか、持続可能な畜産を進めていくかということを一つの方向性として、私ども今回お示ししていきたいと考えております。

その関係で、今回クラスター事業の中に持続性向上タイプを設けました。例えば家畜の病気を防ぐ、経営継承者を支援する、野生鳥獣害を防止するなどといった、そのような目的、あるいは成果の目標に応じて支援をしていきたいと考えております。

この中で、先ほど複数の委員からもありましたとおり、機械の値段、あるいは施設の値段が向上しているということもありましたので、持続性向上タイプの中で例えば中古機械や施設の補改修なども積極的に打ち出していきたいと考えています。

実は補改修も、中古機械も、これまでのクラスター事業でも対象にはなっていたのですが、先ほども少し申し上げたとおり、生産性の向上を目標にしていましたから、補改修だけだと生産性の向上につなげることがなかなか難しいこともあります、実質的になかなか手が挙がってこなかったという状況にもありました。

今後は持続性向上タイプですと、例えば病気を防ぐ、鳥獣害を防止する、あるいは経営継承を支援するなどといった個別のことを見込んで、補改修もしやすくなるのではないかと思っていますし、例えば中古機械に関して、今まで3者見積りが必要だったものを、不要にすることで使いやすくなるのではないかと思っています。

いずれにしても、私ども今までこのような細かいところを設定しているところでございますけれども、分かりやすく、広く皆様方にお伝えすることが非常に大事だと思っておりますので、そこに心を砕いていきたいと思っていますし、また全国会議なども積極的に開いていきたいと思っています。

それから、先ほどヘルパーというお話をされました。私ども持続性を高めるという中で、例えば病気を防ぐ、ヘルパーの確保、経営継承への支援などもそうですけれども、国だけじゃなく自治体、あるいは農家、そして農家の周囲にいる人たち、団体や農協などもそうだと思いますけれども、みんなが協力して取り組んでいくことが重要だと思っていますので、そのようなこともお示ししていきたいと考えています。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

沖田課長、お願いいいたします。

○沖田動物衛生課長 畠中委員から鳥インフルエンザに関して、疫学的な原因究明であるとかワクチンの研究、それから再建の支援ということでお話がございましたので、御説明いたします。

まず疫学的な原因の究明ということですが、これにつきましては全部が分かるというのはなかなか難しいのですけれども、分かったことの中で次の対策に生かせることは我々としてできるだけのことをやっていると思っていただければと思います。

例えば昨年度、昨シーズンにおける千葉や愛知など、そういった所で集中的な発生がありました。その原因の一つとして、乾燥した地域で風が吹いていて、その風に乗って塵埃が舞うことによる広がりということが考えられたところから、塵埃の対策をしっかりとるとか、そのようなことを生かしているところです。

昨年シーズンが終わった後の総括といたしまして、鳥インフルエンザ対策パッケージというものを今年の4月に打ち出しをしました。その中でも飼養衛生管理の強化の中で塵埃対策であるとか、それから集中地域における発生、あるいは既発地域における発生が非常に多いということから、そういった所への準備を行う。それから、大規模な農家での発生というものが大きいというところから、農場の分割管理を推進する。それらと併せて、これまで農水省の方針としては、ワクチンの使用は逆に病気を発見しにくくし、そのことによって感染を広げてしまう可能性があるという観点から、ワクチン使用を積極的に推進はしてこなかったところです。けれども、ワクチンについて新しい知見、様々なものが手に入っていく中で、そのようなものについても検証・検討を行っていくということで、パッケージを打ち出しております。そのパッケージに基づいてしっかりと対策を進めたいと思います。もちろん、経営の再建のための支援ということについては、手当金の交付、それから互助金活用いただくということ、そして新しい対策としては昨年の発生を踏まえて措置をしたクイック融資、このようなもので再建を支援していきたいと考えておるところでございます。

また、三田委員からスペインのA S Fに関して、一旦発生すると輸入を再開するにあたっては、病気の発生状況に左右されますので時間は掛かるというところでお話がありましたけれども、我々、輸入の検疫の協議というものについては科学的な知見に基づいてリスク評価をしっかりと行った上で、安全に輸入ができるという方策についてはしっかりと

スペインと協議を行っていきたいと思っております。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、質問、御意見ある方は挙手にてお願ひします。ウェブで手を挙げていただいている関委員、お願ひいたします。

○関委員 群馬で酪農をやっております関と申します。よろしくお願ひします。

まず初めに、私たち酪農家が毎日安心して生乳を生産できる仕組みづくりに様々な方面から御尽力いただいていること、大変感謝申し上げます。

その中で、今回の加工原料乳生産者補給金は加工向けとなる北海道の酪農家の皆さんのが主に関係することと思いますが、私たち都府県の酪農家の生乳が飲用として仕向けられるのも、北海道の多くの生乳がこの制度により加工向けとして利用され、需給調整が機能していることが大前提であり、私たち都府県酪農家の生乳流通に大きく関わることと承知しております。

その需給バランスについてですが、生産者の立場から申し上げますと、近年の暑熱の影響で需要期に生産量が伸びず、それに加え、夏場の繁殖がうまくいかないことで牛の出産がずれ込み、かえって不需要期に生産量が増えてしまうという負のサイクルに陥っております。私たちは大切な牛のため、暑熱対策や様々な工夫をしているのですが、気候悪化に対策が追い付かず、余計この生乳需給の問題が顕著に発生してしまっている状況を心苦しく思っています。

需要の多い夏場にしっかりと搾る体制を整えることは急務です。物価高騰などで基盤強化ができずにいる農家も少なくありません。この猛暑の中、大切な牛がばたばたと倒れ、暑い中一生懸命看病しても努力むなしく大切な牛の命が失われ、私たち酪農の体力も気力も奪われます。このままだと中小の家族経営の酪農家などはどんどん減り続けます。戸数が減ると酪農に関わる多くの業者、獣医、ヘルパー等の減少にもなり、基盤の弱体化になります。

夏場の状況を改善することが一年の需給の差を埋めることになります。今回、クラスター事業で牛舎の整備も追加され、生乳暑熱対応推進緊急対策で資機材や受精卵の支援を入れていただいておりますが、需要期にできるだけ生産が落ち込みます、繁殖成績も少しでも上向くような、スピード感があり、中小の家族経営体でも利用しやすい更なる支援をお願いできればと思います。

また、一方で自給飼料生産にも重きを置いた政策を考えていただいておりますが、日本での飼料生産は特に気候に影響されやすく、良質な飼料の生産には適期の収穫が重要なのですが、とても難しい一面があります。自給飼料を生産しても牛が食べなければ意味がありません。自給飼料生産を進めるのであれば、生産体制の構築や生産流通の習得を支援することも必要かと考えます。夏場の暑い時期でも食べられる良質な飼料を生産することは、生乳生産量等にも影響を与えます。

また、これは議論したらどうかという内容ですが、乳価の件につきまして、今現在は夏と冬で当牧場の場合、昨年の9月と1月で比較すると差額は1キロ当たり12円ほどでした。夏場の需要が大きく、冬場の需要が少ないのであれば、夏と冬の乳価の差をもっと付けるというのはいかがなのでしょうか。夏の生産に努力した農家にはそれ相応の乳代が支払われるという仕組みにすることで、夏場に頑張ろうと意欲をかき立て、夏の暑熱対策に今以上に身が入ることも想定されます。

消費について生産者がもっと当事者意識を持つことで需要バランスを整えられないかとも考えます。ただ、様々な課題等があると思いますので、議論いただけたらいいのではと感じた次第です。

あと1点、疑問点を伺います。自主流通の安い乳価により都府県の生乳の行き場が揺らぐことがあるように思います。今回の数字の中では自主流通分は入っていないという理解になりますでしょうか。その点も伺えたらと思います。

最後に、今年も年末年始の不需要期に向けて、大臣の方々始め関係者の皆様の牛乳消費喚起活動に感謝申し上げます。私たち酪農家も酪農乳業関係者の皆様と引き続き酪農の理解醸成や消費拡大にも努力を続けてまいりたいと思いますので、より一層後押ししていただけたら幸いです。

以上、私の意見は終わりになります。

○小針部会長 ありがとうございました。

秋元委員、お願いいいたします。

○秋元委員 ありがとうございます。まず全体としては、皆様おっしゃっているとおり、非常に物価高が続いている中で、全体として価格が引き上げられている点に関しては、生産者さんの観点からして安心感につながっている部分は非常に大きいと思います。御調整ありがとうございます。

私からは、すみません、1点だけ御質問させていただきたく、今回、黒毛和種の保証基

準価格が60万円に引き上げられるというところと発動基準が62万円に設定されるというところで、保証基準価格については算定ロジックを御提示いただきいて、すごくよく理解できたのですけれども、発動基準の62万円に関してどのような議論があったのかというところをもう少し詳しく伺えたらと思っています。先ほど何名か委員の方もおっしゃっていましたが、やはり再生産可能な価格というのをどのように議論されたのかというところが気になっておりまして、実際にどういう議論があったのかというところを知ること自体が非常にメッセージとしても重要なと感想しますので、1点御質問させていただけたらと思います。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

御意見、御質問のある方、挙手にてお願いします。

森田委員からお願いいたします。

○森田委員 御説明いただきまして、乳と、牛と、卵ということで、様々な補給金、それから補填基準価格ということがそれぞれ引き上げられたということをお聞きしました。私たちが店頭で見る乳製品や肉や卵の価格がこうした調整金、基準価格などで安定して支えられているということがよく理解できました。

その計算式に関しても、毎年の経費の増減なども踏まえて細かく算定されているということで、この内容が分かりやすく伝わるということであれば消費者も納得できるところなのではないかと思います。

ただ一方で、こうした補給金に支えられて持続的な畜産業が維持されているということなのですけれども、それが消費者にとって店頭にある価格が適正価格かといえば、やはり物価の高騰ですとか手取り価格の低迷で、食品の価格がじわじわ上がっているわけです。お米に比べると畜産製品の高騰はそれほどではないにしても、卵ですとか、それから牛乳なども前回申し上げましたけれども、じわじわ上がっている感があります。消費者にとって畜産関連の価格が適正かと言われると、そうでもないのではないかなども思っています。それから、これ以上価格が上がっていくことに対して、私たち消費者も不安ということもあります。

先ほど、今の価格が納税者負担で戻ってくるということについて、御説明もありましたけれども、そうであれば、余計にこの畜産を取り巻く現状について丁寧に説明をしていただきたいたいなと思いました。

例えば、飼料の高騰というのはよく言われますが、よく近年の地政学リスクとか円安とかで説明されていて、そうなのかなと思っていたのですけれども、今日の御説明で、酪農の中では飼料費が減っている、飼料の価格も下がっているという、私の聞き間違いかもしれませんが、そうおっしゃったように思います。一方で、鶏卵の説明では飼料の価格が上がっていて、それを踏まえた内容になっていました。飼料の価格ってどうなのかなと思ったときに、先ほど北海道の委員の御説明の中で、ああそうかと、飼料は自給の飼料が酪農の場合は多いことがわかりました。確かに十勝へ行くと自給の飼料を生産されていて、ああ、そなのだなということが分かるのですけれども、一言で「飼料の高騰」と言われても、こっちでは上がっていて、こっちでは下がっているということがあるのであれば、もっとこのようなところを細かく説明していただくと、分かっていくのかなと思います。

また、集送乳経費の変動率というのは上がっていますけれども、秋以降ガソリン代が下がっているので、来年は輸送単価が下がるのかなとも思ったりします。そのようなことを踏まえると、機動的に見直しは行われるのかなと思いますけれども、実はこうした補給金などは細かく定められていて、そして時代に合わせてきちんと算定されているということが消費者に伝わることが大事かと思います。特に価格の高騰が不安な消費者に対してはそのようなことが、これ複雑な計算式で分かりにくいのですけれども、例えばグラフなどにして内容が伝わればいいのかなと思いました。

それから、畜産業を取り巻く今の激変ということで、気候変動による感染症ですか鳥インフルエンザの話もありましたし、アフリカ豚熱の話もありました。けれども、そのようなことから畜産業を守るということはコストが掛かるということをまずは理解をしなくてはいけないと思います。その一方で、SDGsやアニマルウェルフェアなどもありまして、多様な消費者ニーズがあるので、乳用種の改良に関しては、例えばもっと寿命を延ばして1頭当たりの乳量の変動率を少し下げても長く飼うことで効率を上げる、長命連産性ということも言われています。

私は今日の御説明で搾乳牛の1頭当たりの乳量の変動率を見たときに、こんなにも上がっているのだと驚きました。少し前に聞いたときは、9,000まだいっていなかった、8,000キログラム台だったと思うのですが、こんなに生産者の方は努力して、1頭当たりの乳量を上げているのだというのはよく分かりました。環境や様々な変化があって、上げているのだというお話もありましたけれども、乳用種の改良など様々な要因がある中で減っていくときには、それは環境の観点など、様々な観点から減っているのだということを消費者

に理解してもらうことも大事だと思います。

また、消費者の需要ですけれども、厚労省では自然に健康になれる環境づくりに取り組んでいて、消費者庁も食品表示の栄養成分表示に関するガイドラインなどの取組をして、とにかく栄養とか健康について皆、国民全体で関心が高まっているということです。先ほどオレイン酸の話もありましたけれども、例えば飽和脂肪酸を減らして健康に良い脂を取ろうということもありますし、人口全体で見ると高齢化が進んで、健康志向が更に高まっていて、消費者の食嗜好も変わってきているということもあると思います。そのようなことも踏まえての改良ということを、生産者にもより知っていただきたいです。あとは、脱脂粉乳利用したヨーグルトの需要が下がっているということでしたけれども、大人向けのスキムミルクや高齢者向けの製品、低脂肪乳などの健康の有用性がもっと知られればいいのかなと思いました。

それから消費者はなかなか生産現場を知る機会がなくて、今は防疫上の理由でなかなか見学も難しいのですけれども、酪農現場では子供たちに体験させるような取組も進んでいます。こうした機会を通して全方位的に消費者が畜産を理解して、もっと応援するような畜産のファンを増やしてほしいと、そのような取組も併せてお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○小針部会長 ありがとうございました。

では、一旦ここで午前の部を締めたいと思うので、まず事務局から回答をお願いいたします。

牛乳乳製品課長、お願ひします。

○須永牛乳乳製品課長 関委員、幾つかありましたところで、暑熱ですけれども、我々も、おっしゃったとおりで大変憂慮しています。夏の生産量が落ちて、冬の生産量が上がるということがここ数年、傾向として続いていると我々としても考えています。ですので、今回A L I C事業と、それから補正事業で暑熱対策というものをしっかりと項目立てをしたところです。まずは、この一連の対策が現場でどのように受け止められるのか、使われるのか、よく注視しながら、引き続きこの暑熱対応についてはよくよく検討していきたいと思っています。

それから、季節別乳価です。これはおそらく酪農の業界の中において、導入にチャレンジをしては、大きな価格差を付けられずに今に至っているものだと理解をしています。大きな障害は、生産者がそこまで対応し切れない。多くの生産者がいる系統組織の中におい

では、そのような声が大きくあって、余り大きな差を付けられていないということが、それが今の現状なのかなと思っていますが、少しでも乳価差を付けて、需要と生産を少し近付けていく努力ということは我々も良い取組だとは思うのですが、生産現場とともに乳価形成、取引環境というのはあるのだと思っています。よくよく、また指定団体などとも対応していきたいと思います。

それから、自主流通の安い乳価というお話がありました。このお話は、かねてよりずっとあるのですけれども、我々、補給金行政を通じてそれなりに、それぞれ当事者の取引乳価をある程度見ることができます。それで見ていくと、系統の中でも、外でも、正直流通事業者や販連から乳業メーカーに売り渡している価格にさほど大きな差は見られておりません。ピークはほぼ重なっております。一番ボリュームゾーンで売っている価格はほぼ一緒です。安売りを一部しますが、それは指定団体も、それ以外の方々も同じように、マイナス幾つか、少し作ってです。その価格幅は10円から15円、20円あるかどうかぐらいです。非常に限られた量について少し値引きをしてさばくという事はありますが、ピークは変わりません。

その上で最終的に売られている牛乳価格は、小売ベースで100円以上の価格差があります。これをどのように理解するかといえば、乳業メーカーから小売までの間で、商品、ブランド、流通、付加価値、いろいろなものが付いて価格差が生まれているという実態だと思います。

この実態を前提として、この数年間の間で基礎となる原材料乳価が合計で飲用だと24円ぐらい上がりました。それに伴って小売価格もその倍ぐらい、40円近く上がっておりました。この中で起きたのは、もともと安い価格帯で供給できていた乳業メーカー、これは系統も、系統外も両方とも含まれています。そのシェアが上がっていったという現象が生まれています。これを系統の中の人たちもよくよく、現象として理解をしてほしいと思っています。これが実は実質賃金が上がって、それなりに財布のひもが緩んでくると、それなりに中盤なり高い価格の牛乳が持ち上がっていくということも過去には起きていると思っていますが、今はそのようなわけではなく、安いところが増えているという状況です。

この上で自分たちの生乳をたくさん牛乳にしようと思うのであれば、売れている乳業メーカーにしっかりと配乳をしていくということが大切なのだと思います。そのような販連と乳業メーカーの努力といいますか、経済行為をよく捉えて生産者側も行動していかないと、自分の生乳がしっかりと牛乳に変わっていかないということだと思っています。何も

系統外の方々だけが安いゾーンに供給し、それが全体の値崩れを起こしている。そのようなことではないということが、我々があちこちに足を運んで多くの方から聞いている、実際の小売の現場で起きていることだと思っています。

一方で、今回の補給金などの単価においては、もともと平成29年に改正しまして、それ以降の仕組みなのですが、もともとの補給金を二分割しまして、集送乳調整金と、補給金本体に分けています。集送乳調整金は、これはあまねく集乳をする義務がかかっている指定団体のみが受け取れる金額になっています。あまねく集乳というのは、自分の一定のエリアの中で、生産者が集乳してほしいと言えば、それを拒否しないという民民契約の例外としての義務をかけています。民民契約上、取引は自由ですから、不利な遠隔地をわざわざ集乳する必要はない。それに対して無理やり規制をかけ、指定団体に義務を課すことによって集乳をしてもらっているということあります。

指定団体以外のところにはそのような義務がございませんので、できるだけ集乳コストの低い有利なところと取引することができる。だから、集送乳調整金を払っていない、そのような関係にあります。これが今の仕組みです。

それから、森田委員からありました餌費、ガソリン代が上がって、これをできるだけ消費者に分かりやすく伝えていくべきなのではないかというお話です。これは適正価格の議論として今年、法律が制定されまして、来年から一定の仕組みが、飲用牛乳をまず手始めとして動くことになっています。その中で、より適正な価格形成がされるよう情報提供を強化していくこうという枠組みがありますので、その中でどういったコストがどのような状態にあるのかなどの情報提供をしっかりとできていけばいいなという思いがある一方で、消費者が一体どこまで理解に付いてしてくれるか、これは非常に悩ましい問題です。我々のこの価格でも酪農は3年を取っています。ほかの畜種ですと、もう少し長い期間を取っていたり、基準年が違ったりします。それは畜種に応じての考え方であります。ですので、すごく短期で捉えれば、令和4年から、餌はピークになって、漸減傾向にありますので、短い期間で捉えれば捉えるほど餌価格は下がり、長い期間で捉えれば上がるという関係がどうしてもあります。単純化はなかなかできないところがありますが、それでも高止まりをしているので、餌自体が前から比べるとはるかに高いということは変わりません。この変わらない情報、それから畜種別の状況をどこまで消費者に伝えて理解いただけるだろう、これが物凄い悩みとして、消費者には瞬間で分かる情報でないとついてこられないのではないかと我々は思っています。詳しく知りたい人へはいろいろ知るための情報があっても

いいと思うのですが、ある程度キャッチ一度が消費者向けには必要なのではないかなと思っていますし、その辺はよく適正価格を民間事業者が議論するのですが、その中で同じような議論になっていくんだろうと思っています。

それから、乳用種の改良については年率で一定程度上がっています。具体的な数字は別として、改良は毎年毎年繰り返し行っていますので、結果的に乳量というのは経年変化で見ると確実に上がっています。それと生産者が餌の努力、飼養管理の努力、それが両方あいまって1頭当たり乳量が出来上がっていくのが今の世界かなと思っています。

○小針部会長 鶏卵課長、お願ひします。

○伊藤食肉鶏卵課長 森田委員からお話があって、今須永課長からもお話がありましたけれども、補填基準価格などを定めるに当たっての飼料費の取り方ですけれども、畜種ごとの特徴をとらえて対応しています。卵について言うと、飼料費が構成割合の中でかなり多く占めています。費目ごとにやっているのですが、飼料については6年分の平均値を分母にして、8年の推計値を比較するやり方をしています。高止まりしていく状況の中で長い期間の数値を分母に取っており、高く出る傾向にあるということだと思います。

あと適正価格のお話もありましたけれども、経済情勢、景気動向などによって消費者の方の負担感や受け止めというのも重みが違ってくると思っております。消費者の方に食べていただいて生産も成り立っていくところもありますし、逆に生産者の方が生産していたい消費者の方も食べられるという側面があるので、両者溝を作るということではなく、どう調和を取れるかという御視点の御指摘だと思います。引き続き我々も生産者、消費者など様々な関係方面への理解醸成に努めていきたいと思っております。

それから、秋元委員から御指摘のありました保証基準価格の上の子牛対策、上乗せの子牛対策のところの発動基準、61万から62万の引上げの考え方というところでございましたけれども、保証基準価格の方は今日御説明させていただいたとおり、一定の算定式に基づいて、7年間の傾向値と、それから3か月分の物価変動というのを見て対応しているところでございますが、現下の配合飼料費の高止まりでありますとか、あとこの2年、子牛価格が50万円前後まで下落するという中で、繁殖の生産基盤というものの維持ということが喫緊の課題になっています。

このため、上乗せの子牛対策については、生産者の皆様に安心して生産をしていただける環境を整えるということで、今回61万から62万円への1万円の引上げというのを実施することといたしました。

子牛の価格につきましては、高くなればなるほど肥育農家の方にとっては経営の負担になってしまいますし、逆に安ければ安いほど繁殖農家にとっての経営の負担になってしまいますので、繁殖農家さん、それから肥育農家さんそれぞれの置かれている環境の中で醸成されている相場観なども加味させていただいて、今回62万円という形での引上げとさせていただきました。

○小針部会長 ありがとうございます。

すみません、畜産振興課長、簡潔にお願いします。

○富澤畜産振興課長 森田委員から、長命連産の関係と、あと健康志向に応じた牛肉生産ということで改良面の話を少し補足させていただきたいと思います。

長命連産ということで、長命連産性に影響しますのは繁殖性と、あと体が丈夫かどうか、病気で足腰とか、あとは乳器、乳房炎になりにくいといったところが重要になってまいりますので、そのような面で改良を進めるとともに、飼養管理の面からも、今生産者の皆様にチェックする項目など提供してまいりたいと考えております。

肉用牛の健康志向について、家畜改良増殖目標の中でも定めておりますけれども、ここまでサシ重視で改良が進んでまいりましたが、サシは和牛の特徴ということで現行維持しつつ、オレイン酸やコザシといいまして、同じBMS、脂肪交雑でもサシが細かく入ると脂肪が少なくなるということになりますので、そういった面の改良などを通じて、健康志向に応じた形で肉質を高めていくという形で、改良の方にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、ここで一旦中断し、昼休みとさせていただきます。13時から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

メインテーブルに御着席の皆様の御昼食につきまして、2階畜産局第1会議室にてお弁当を用意しておりますので、御移動をお願いいたします。

午後0時01分 休憩
午後1時00分 再開

○小針部会長 それでは、部会を再開いたします。

午前に引き続き意見聴取を行います。御意見、御質問のある方は挙手にてお願ひいたします。

西浦委員、お願いします。

○西浦委員 農研機構の西浦です。午前中、御説明ありがとうございました。私は育種改良に携わっておりますので、育種改良に携わる立場から意見を申し上げたいと思います。

我々としましては、改良としては家畜の能力を向上するということが基本になってまいります。乳牛であれば乳量を何キロ増やすとか、そのようなことを目標として我々は成果を上げているところです。単一のケースであれば、そのように単純に生産性を上げる等でいいのですけれども、対象が通常は複数にわたりますので、それぞれ改良したいものに対して適切な重みを付けて、バランスよく改良していくことになります。その場合、どのように重み付けをすることが一般的かといいますと、そのものの経済的価値というものが全てにおいて共通の事項であり、それぞれ違うものに対して同一の物差しではかかることができる唯一のものが経済的な指標ということになりますので、例えば乳量1キロ上げればどれぐらいのメリットがあるか、体細胞数をどれだけ減らせばいいかといったものに置き換えて重み付けを行い、改良の指標というものを作っているところでございます。

先ほど暑熱のお話もありましたけれども、暑熱耐性指標というものが今改良指標として作られており、こちらも乳量と体細胞スコアの反応性というものを見ながら、暑熱に対する耐性を見ていくという指標になりますが、乳量と体細胞スコアという違うものをどうやって並列にするかというところで、経済的価値を組み合わせて使っているところでございます。

こうしたことから、形質の経済的価値が結構重要になってまいりまして、経済的価値を算出することは非常に多くの要因が入ってまいりますので、正確に算出することが難しいところです。そういうところに補助金も大きく影響てくるのと思いました。こうしたことが変化してまいりますと改良効率が割と変わってきまして、当初予測していたものから効率が悪くなったり、あるいは場合によっては改良の方向性そのものが変わってしまうという可能性もあると感じました。

特に、価格は情勢によって目まぐるしく変化するものですけれども、改良というのは世代を重ねていかないと進んでいかないものですので、牛のような大家畜においては非常に時間の掛かるものということもあり、目まぐるしく変わっていく経済的な価値と、ある程度長期的なスパンの改良をうまく兼ね併せながら、我々としても成果を上げていかなければいけないですし、御省の方々にも御理解いただけたら大変幸いだと感じました。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございます。

上本委員、お願ひします。

○上本委員 東北大学の上本です。

この畜産物価格については、持続可能な畜産生産を支えるための価格であると認識しております。今回の価格については、生産費の増加に対する結果が反映されているものとして考えておりますので、私自身もこれに対して支持しております。

肉用牛に関しては、子牛価格は今増加している中、特に肥育農家の方ではそれに対する生産費というものが増加しております。こちらについても、今回の価格とは少し外れる話になるとは思いますが、持続可能な生産を支えるため引き続き対策をお願いいたします。

また、乳用牛に関しては、1頭当たりの乳量が増加しているということで、アウトプットの結果は出てきている一方で、やはり生産費自体は高くなっていることから、乳量という収入に対するものだけではなくて、支出を減らすための方法について、特に私の分野では支出に対する形質の改良の重要性というものが非常に大事だということを今回改めて感じました。このような改良について、アプローチを私自身の専門性からやっていくことが必要だと実感しました。

全体としては、持続可能な畜産というものは私自身も非常に大事だと思っており、海外では特に畜産における気候変動に対する緩和というものが国際会議等の話題としてよく出てきています。日本についても、このような持続可能な畜産に対する政策を引き続きお願いしていただくことで優秀な学生さんも興味を持ってこの畜産の分野に進んでいくともうらえると考えております。引き続きよろしくお願ひします。

○小針部会長 ありがとうございます。

羽田委員、お願ひいたします。

○羽田委員

本日、委員の皆様、農水省様の職員様から大変貴重な御意見、説明がありまして、納得の上、大変勉強になっている次第です。その上で、私の感想になってしまいますが、私のテリトリーでお話をさせていただくと、私は中小企業、小規模・零細企業まで経営を見させていただいているのですが、公的支援機関というところで窓口相談もしております。そうしますと、いろいろな相談が舞い込んできますが、「何か補助金ない?」という相談がこここのところ増えているため、「何をやりたいのですか。まずそこがないと何も説明ができません」というお話をさせていただきます。

何を言いたいかと申しますと、本日出席されている委員の皆様、生産者の方々、これをやりたいから是非という、とても建設的な御意見があつたかと思います。そして、もちろん日本の食を支えている産業なので当たり前と言えば当たり前なのかもしれませんけれども、先ほどのクラスター事業につきましても、生産性ではなくて何かしらの人口減少に対する経営の努力への補助金ということで説明していただきましたけれども、他の産業も観ている私としては、手厚い補助が付いているという印象を受けました。

このため、先ほどもいろいろと御意見を聞かせていただき、農水省のいわゆる補給金や給付金だけで、賃上げですか人材の育成、円安による物価高騰に補填していくのはなかなか難しいことなのだろうと思っております。皆さん経営者の方々も御存じだと思いますけれども、他省庁の支援や賃上げ税制等ありますので、そのようなことも活用しながら、是非盛り上げていっていただきたいと思っております。

あともう一つ、毎回出席させていただいていて、畜産業についてとても知識を得させていただいております。前回も、バター1に対して、脱脂粉乳が2出るというところも、ここに出席させていただくまでは知らなかつたことで、ほかにもどのように畜産物価格が決まっていっているのかということも勉強させていただいております。大変微力ではありますけれども、私もそういった知識をどうにかほかの一般の方々や消費者含め伝えていかなければという思いで出席させていただいております。引き続き、行政、生産者、消費者含め、より分かりやすい資料、御説明賜りたくよろしくお願ひいたします。

以上です。

○小針部会長 ありがとうございます。

では、齋藤委員お願ひいたします。

○齋藤委員 すみません、前回も最後で、また最後ということで。

私は鶏を飼っていますけれども、我々の業界は、先程畠中さんも言られたように、鳥インフルエンザのことで頭がいっぱいということが実情です。今回の鶏卵生産者安定基準価格も上げてもらい、本当に感謝しております。私も七、八年前も会長をやっておりましたけれども、そのときには下げる話ばかりで、こんなに上げてくれるというのは本当にありがたいと思っております。

前回も少し述べさせていただきましたが、我々の業界はほかの畜種と違って、直接卵を消費者に届けられます。このため、少し形態は違いますけれども、ここに来て生産資材が高くなり、再生産ということになると今の価格で何とかいけるのではないかと思うぐらい

ですので、これから厳しくなると考えております。

私の経営でもかなり古くなった鶏舎は畜産環境整備リースぐらいで、外見はそのまま中身の生産システムを変えることにより、それだけでもかなりコストは下がる状況。私の息子3人も後を継ぐという話があり、思い切って畜産環境整備リースで改造し、ウインドウレスにしたところ。これにより、今のところ3家族がやっていけるような状態になったので、私自身は最終的なふんの処理を担当しております。今朝も早く起きてふん尿を片付けて、名古屋から東京へ来ました。要するに、これから畜産業がどうなるかということを考えますと、できるだけ生産コストを下げるということは、生産資材の価格を下げるということであり、これまで卵ではやってきたが、これからはより大切になると 생각ています。そのほか、やはり労働力不足ということで、これからはより厳しくなってくると思います。幸いに、うちの経営の場合は、息子が人を集めることができ上手なのかもしれません、若い人が5、6人、先日は女性も入っております。

つまり、これから畜産全体に言えますけれども、生産資材、雇用者、その他、いかに自分の生産したものを持て高く売るかが重要だと私は思っております。

余り取り留めのない話ですけれども以上となります。

○小針部会長 ありがとうございます。

それでは、一旦事務局からお願ひします。

畜産振興課長、お願ひします。

○富澤畜産振興課長 振興課長の富澤でございます。

西浦委員と上本委員からお話をありました乳牛、肉用牛の改良ということで、いろいろ価値の重み付けとか、あと改良の期間が長期にわたるという御提言いただきました。私どももその点でいいと、酪肉近については今回5年目標ということですけれども、家畜改良増殖目標の牛につきましては10年先ということで、従来どおりやらせていただきながら目標を定めてございます。

一方で、指標として何を重み付けするかということですけれども、経済情勢等を勘案しながら、また育種の専門家の方にお話を聞きながら、改良の方向性、重み付けも考えていくたいと考えております。

また、上本委員からの持続的な畜産ということにつきまして、実際気候変動に対応する形で、牛の場合、メタンの排出や、家畜排せつ物からの一酸化二窒素及びメタンの排出がございますので、そういう影響緩和の取組も今検討させていただいておりますし、事業

の中でもみどり戦略に基づいてクロスコンプライアンスの設定をすることも推進しながら、畜産の環境負荷が低減できるような方向性でまた取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小針部会長 ありがとうございます。

企画課長、お願いします。事務局からは簡潔にお願いします。

○廣岡企画課長 羽田委員の方からクラスター事業についてありました。今回、生産性向上、あるいは収益性向上を目指すタイプと、同時に持続性を向上するタイプも作りました。持続性を向上するタイプも、それを使うに当たっては、成果目標は一定以上作っていただくことにはしています。例えば、生産性向上ではないけれども、病気の発生率を減らすとか、あるいは従業員の方の給与を上げるとか、そういった目標はしっかりと立てていただこうと思っていますし、こうしたことの期限を限って集中的にやっていただこうと思っていますので、しっかりと広報していきたいと思っていますし、同時に分かりやすい資料で知らせることが重要と考えておりますので、私どもそれをこれからしっかりと意識してやっていきたいと思っています。

○小針部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に私からも発言をさせていただきたいと思います。

皆様の本日の意見を踏まえると、ポイントとしては大きく分けて、全体の話、生乳、牛肉、生産体制、疫学という五つぐらいに分かれるかと思いますけれども、まず全体について一番議論となったことは情報発信の部分かと思っております。三田委員や森田委員から、消費者に分かりやすくという御発言がありましたけれども、今回の三つの制度に関しては、それ自体については消費者が購入する価格に直接というよりは、農業経営を安定させること、需給を安定させて経営を安定させることが安定的な供給につながるというものでありそのベースとなる制度と私は理解しておりますが、少し言いぶりがまずかったら事務局の方から訂正を頂ければと思いますが、その部分でどういう仕組みになっていて、どのように支えているのかということがもう少し見えると、消費者にもより伝わりやすいと感じます。今回の諮問は、算定方式、算定ということの単価に集中してしまうため、前段をどこまでしっかりと説明するかは難しいとは思いますけれども、この部分をどこかで伝えるということは大事だと思っています。

それに関連して、どのような理由でこのような制度になっていて、このような形で計算をしているということがしっかりとルールとして伝わることが大切であり、先ほどの生産

費をどう見るかという議論にもつながっていくと思いますけれども、今のルールではこのように考えているものですが、それをもっとこのような形で考えるべきということに関しては、それはそれで考えていくべきことだと思うので、現実はこのような制度のもとでこのような形で算定している、ということの目合わせがもう少しできるとよいと私自身は思っているところです。

それらも踏まえて皆さんのお意見ですけれども、全体の話として情報提供に関して、需給の状況も含めた情報提供が必要ということと、畜産物の価格は制度が煩雑なため分かりやすい情報提供が必要という御意見があったかと思います。

次に生乳に関しては、まず需要拡大が重要であるということ、そして、脱脂粉乳の在庫低減等も含めた需給調整については一定の規律強化のようなものも求められるという御意見もあったかと思います。また、乳製品の輸入に関しては、脱脂粉乳やバターの需給変化を踏まえた対応が必要という御意見があったかと思います。

次に、牛肉に関しては食肉卸売市場の老朽化への対応が必要であること、赤身肉への消費者ニーズを踏まえた対応が必要という御意見があったかと思います。

次に、生産体制に関しましては、暑熱等も含めた今の状況に対応した生産体制の構築であったり、畜産クラスター事業の現場での活用の推進に向けた取組、飼料価格高騰や人手不足への対応が必要ということがあったかと思います。また、今回クラスターの話もありましたけれども、様々な生産者の立場がある中、農水省の政策もありますけれども、他の税制なども活用しながら経営を考えていくことも重要という御意見もあったかと思います。さらに、家畜改良について、家畜改良方針はありますけれども、その大きな方向性と実際の経済的価格の変化等も含めた価値を整合させていきながら、より検討していく必要があるというような御意見も頂いたかと思います。

最後に疫学に関して、鳥インフルエンザや豚熱については、疫学面での対応はもちろん、それに伴う需給面での対応も引き続き必要という御意見があったかと思っております。

これらがポイントかと思っておりまして、これらを中心に意見の概要を取りまとめることで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小針部会長 ありがとうございます。

事務局におかれでは、意見の概要の案文の作成に当たり御考慮いただくよう、お願いいいたします。

それでは、そのような方向で事務局におかれでは意見の概要の案文を作成いただければと思います。委員の皆様におかれでは、後日、事務局案の作成の案文を御確認いただきますが、確認後の細かい文言の取りまとめは部会長の私に一任いただければと思ひます、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小針部会長 ありがとうございます。意見の聴取はここまでとさせていただきます。

それでは、これより諮問に対する賛否表明に移りたいと思います。

本日の諮問を審議するに当たり示された試算値を踏まえ、各委員より賛否を御表明いただければと思います。その際、特段の御意見があれば簡潔にお願いいたします。賛否については举手制でなく、名簿順に沿って進めさせていただきたいと思います。

それでは、秋元委員から順次お願ひいたします。

○秋元委員 賛成です。

○小針部会長 ありがとうございます。

それでは、石田委員お願ひいたします。

○石田委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

上本委員お願ひいたします。

○上本委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

小椋委員お願ひいたします。

○小椋委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

小山委員お願ひいたします。

○小山委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

斎藤委員お願ひいたします。

○斎藤委員 賛成です。

○小針部会長 ありがとうございます。

藤間委員お願ひいたします。

○藤間委員 賛成です。

○小針部会長 ありがとうございます。

西浦委員お願いいたします。

○西浦委員 賛成でお願いいたします。

○小針部会長 ありがとうございます。

野元委員お願いいたします。

○野元委員 賛成です。

○小針部会長 ありがとうございます。

関委員お願いします。

○関委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

畠中委員お願いいたします。

○畠中委員 賛成です。

○小針部会長 ありがとうございます。

羽田委員お願いいたします。

○羽田委員 賛成いたします。

○小針部会長 ありがとうございます。

三田委員お願いいたします。

○三田委員 賛成でお願いします。

○小針部会長 ありがとうございます。

森田委員お願いいたします。

○森田委員 賛成いたします。

○小針部会長 どうもありがとうございました。

私も委員として賛成ということでお願いしたいと思いますので、賛成多数と認めます。

以上をもちまして、意見聴取並びに諮詢等に対する賛否表明が終了いたしました。御協力ありがとうございます。

それでは、答申案の承認に入ります。

事務局から答申案の配付をお願いいたします。リモートで御参加の委員は、画面に表示の答申案を御覧ください。

(答申案 配付)

○小針部会長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○丹野畜産総合推進室長 答申案を朗読いたします。

7 食農審第93号

令和7年12月22日

農林水産大臣、鈴木憲和殿

食料・農業・農村政策審議会会長、中嶋康博

答申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

1 令和8年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項
(令和7年12月22日付け7畜産第2099号)

2 令和8年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項(令和7年12月22日付け7畜産第2100号)

3 令和8年度の鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項(令和7年12月22日付け7畜産第2101号)

記

1 加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和8年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

2 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和8年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

3 鶏卵生産者経営安定対策事業に係る鶏卵の補填基準価格及び安定基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和8年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

以上でございます。

○小針部会長 ただいま朗読いただきました答申案について、御賛同を得られるならこの案で決議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小針部会長 御異議ないようですので、本答申案については当部会の決定と同時に関係規則に基づき食料・農業・農村政策審議会の正式な答申といたします。

○丹野畜産総合推進室長 ありがとうございます。

この後、広瀬政務官にお越しいただきますが、少し時間が空きますので、一旦休憩に入らせていただければと思います。45分までに御着席いただきますようお願い申し上げます。

午後1時30分 休憩

午後1時45分 再開

○丹野畜産総合推進室長 それでは部会を再開いたしますが、広瀬政務官にお越しいただきますので、このまましばらくお待ちください。

(報道入室)

(広瀬政務官入室)

○小針部会長 答申につきましては、食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に提出するわけでございますが、本日御出席いただいている広瀬政務官にお渡ししたいと思います。

それでは広瀬政務官、お願ひいたします。

(答申 手交)

○小針部会長 それでは、広瀬政務官から一言御挨拶をお願いいたします。

○広瀬政務官 お疲れさまでございます。広瀬でございます。少々御挨拶のお時間いただきます。

畜産部会の委員の皆様には年末の大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心に御審議を頂きましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

農林水産省といたしましては、ただいま小針部会長から受け取りました答申を踏まえ、令和8年度の畜産物価格等として加工原料乳生産者補給金の単価、集送乳調整金の単価及び総交付対象数量、肉用子牛生産補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格、鶏卵生産者経営安定化対策事業における補填基準価格及び安定基準価格について決定をさせていただきます。

我が国の畜産業は生産コストの上昇や需給緩和などの影響が見られており、当省では本年4月に策定されました酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の下で国産飼料の生産・利用拡大に向けた取組や和牛肉や牛乳、脱脂粉乳の需要拡大対策などを進めているところであります。

令和7年度補正予算も先般成立したところであり、引き続き情勢の変化に即した施策を推進してまいりたいと思っております。

委員の皆様には、我が国畜産業の更なる発展に向けて引き続き御協力を賜りますことをお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○小針部会長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の方は御退席をお願いいたします。

(報道退室)

○小針部会長 本日は長時間に及び熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様方の御協力に対して改めて感謝申し上げます。

ここで事務局より連絡事項があればお願いいいたします。

○丹野畜産総合推進室長 委員の皆様におかれましては、年の瀬のお忙しいところ、長時間にわたっての御審議をどうもありがとうございました。

意見の概要については、追って事務局から委員の皆様宛てに案文の確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○小針部会長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会令和7年度第2回畜産部会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

午後1時52分 閉会